

公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進本部規程

(設置)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第8条の2第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進本部は、次の各号の業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進計画に関すること
- (2) 男女協力体制における就学および仕事ならびに育児等の両立支援に関すること
- (3) 地域と連携した男女共同参画の推進に関すること
- (4) 男女共同参画に係る研究、調査および分析に関すること
- (5) 男女共同参画に係る教育および啓発に関すること
- (6) 男女共同参画に係る情報の収集および発信等に関すること
- (7) その他男女共同参画の推進に関すること

(本部長)

第3条 推進本部に、本部長および副本部長を置く。

- 2 本部長は、理事長をもって充て、推進本部を代表し、業務を統括する。
- 3 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(組織)

第4条 推進本部は、次の各号に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤の理事
- (4) 学部長
- (5) 男女共同参画推進室長
- (6) 男女共同参画に識見を有する本学教員で本部長が指名する者
- (7) その他本部長が必要と認めた者

(本部員会議)

第5条 推進本部の業務を円滑に実施するため、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(男女共同参画推進室)

第6条 推進本部の事務を行うため、男女共同参画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

- 2 推進室に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。